

# パーソン論の構造とその問題点

—M.トゥーリーの“Abortion and Infanticide”を中心に—

樋口達郎

## 序

日一日とその発展の歩を進める現代社会にあつて、とりわけ医療技術の革新は目覚ましく、今日を生きる我々は以前とは及びもつかぬような画期的な治療や施術の恩恵に浴する立場となっている。かつて不治の病とされていた数々の疾病はもはや脅威ではなくなりつつあり、人類の平均寿命は驚異的なまでに伸長した。これは、一面に於いては歓迎すべき事態であるといえる。誰しも意図せぬ事故や病によって自身の生が途絶することを喜びはしないであろうし、また、愛する家族や知人が生命の危機に瀕しているとなれば、何とかして回復してほしいと願い、快癒が見込めないのであれば、今度は少しでも長く生きてほしいと願うのが一般的であろう。医療は、我々生物にとり不可避の事態である「死」の接近を時に追い遣り、時に押し留める。しかもそこに於ける不断の技術発展は、その距離や期間を、現在進行形でじわじわと伸ばし続けているのである。また、体外受精や着床前診断など、現代医療は生命の誕生に際しても様々な介入を可能にしつつある。

かくして、今や人間の生死をある程度までコントロールし得る領域に手を掛けるまでになった現代の医療技術は、しかしながら一方では人の生死を巡る様々な難問を我々に突き付ける。脳死や人工妊娠中絶の問題などがそれである。こうした問題については、様々な観点から実に多様な議論が持たれているが、その一角として「パーソン論」なる思潮が存在する。本稿では、この「パーソン論」がどのような基本構造を有しているかを、その嚆矢となったマイケル・トゥーリーの論文“Abortion and Infanticide”に於ける言説から俯瞰するとともに、その論に於いて看取される諸問題点について確認してみたい。

## 1、パーソン論の嚆矢としての“Abortion and Infanticide”

序に於いて既に一言したように、今日「パーソン論」と呼称せられる思潮の基本的構造が呈示されたのは、マイケル・トゥーリー (Michael Tooley, 1941- ) が 1972 年に発表した

論文“Abortion and Infanticide”に於いてであった。この論文は、そのタイトルが直截に示している如くに、人工妊娠中絶や新生児殺害についての是非を論じたものである。

その“Abortion and Infanticide”の中で、トゥーリーは本質的な論の展開に先駆け、従来の議論に於いて「person」という用語と「human being(s)」という用語とが無軌道に混用される傾向にあることを指摘する。

There has been a tendency in recent discussions of abortion to use expressions such as “person” and “human beings” interchangeably.<sup>(1)</sup>

人工妊娠中絶についての最近の議論に於いては、person と human beings という表現とを、相互に交換可能なものとして用いる傾向がある。

彼によれば、両者を安易に交換可能なものとして用いた場合、議論の障害となる——あるいはそこに於いて混乱を招き得る——二つの問題が生じるという。一つは、両者を同義として扱うことが、中絶に反対する立場に優位に働くものであるということ。そして今一つは、このことが、中絶や新生児殺害についての議論に於いて真に問題とされるべき点が何であるかという判断を誤らせる危険性を有しているということである。

まず前者について、トゥーリーは次のように述べている。

…… it tends to lend covert support to antiabortionist positions. Given such usage, one who holds a liberal view of abortion is put in the position of maintaining that fetuses, at least up to a certain point, are not human beings.<sup>(2)</sup>

それ〔両語を交換可能なものとして扱うこと〕は、反中絶の立場に対して密かな援助を与える結果になる。このような使用をすれば、中絶についてリベラルな見解を有する者は、胎児は——少なくとも特定の時点までは——人間 human beings ではないと主張する立場に置かれることになる。

論をやや先取りしてしまうことになるが、トゥーリーの主張するところでは、中絶を巡る議論にあってはある存在が「person」であると認め得るか否かという点が重要なのであり、而してこのことは、その存在が「human being(s)」、すなわち生物学的な意味に於いてのヒトであるかどうかという判断とは別のものである。しかるに、従前の議論では両者が相互

に交換可能な概念であるかの如くに扱われていた。それゆえに、リベラルな立場の者たちは中絶の擁護にあたり、「ある時点までの胎児は人間ではない」という一見して奇妙な主張を、恰も進んで展開しているかの如き状況に身を置くはめになり、それは結果として、中絶反対論者がある意味不当に利することに繋がってしまっている。これが、第一の問題点として、トゥーリーの危惧するところのものである。

次に、二つめの問題点について、トゥーリーはまず、これまでの中絶議論に於ける賛成派と反対派との対立は、専ら「胎児が如何なる性質を獲得しているか」という事実認識についての論争に終始するものであることを指摘する。これは取りも直さず、そうした論争が、胎児がヒトであるか否かという点を巡るものであったこと、すなわち「person」と「human being(s)」との安易な混用が罷り通っていたことに由縁している。だが、中絶の是非を巡る議論に於いては、その判断に於いてどのような「道徳的原理 moral principles」を採用すべきか、という点こそが真に問題として問われるべきなのである。トゥーリーはこのことについて、次のようにいう。

If one says that the central issue between conservatives and liberals in the abortion question is whether the fetus is a person, it is clear that the dispute may be either about what properties a thing must have in order to be a person, in order to have a right to life—a moral question—or about whether a fetus at a given stage of development as a matter of fact possesses the properties in question.<sup>(3)</sup>

すなわち、中絶を巡る議論に於いて前提せられるべき命題は、「胎児は human beings であるか否か」ではなくして、「胎児が person であるか否か」であり、而してその議論は、「あるものが person であり、生存権を持つためには、如何なる性質を有していなければならないか」という「倫理的問題 a moral question」か、あるいは「ある特定の成長段階にある胎児が、実際問題としてかかる性質を持つかどうか」という問題のいずれかについてのものでなければならないはずであるというのが、彼の見解なのである。ところが、前述のように、これまでの議論に於いては「person」と「human being(s)」との意味するところが曖昧に混雑し、その結果一面的な考察しか為されてこなかった。これがトゥーリーの指摘する第二の問題点である。

こうした理由から、トゥーリーは両用語を峻厳に区別した上で議論を持つべきである。このパーソン論の構造とその問題点—M. トゥーリーの“Abortion and Infanticide”を中心に— iii

とを主張する。ところで、既に述べたように、ここまでの文脈に於ける「human being(s)」なる語は、生物学的な意味でのヒトを指すものであった。しかれば、それと峻別されるべきものであり、且つは中絶に関する議論に際してその当否の判断基準に据わるべきものとされる「person」とは、一体如何なる存在の謂であるか。トゥーリーは、この「person」なるものを以下のように定義する。

Specifically, in my usage the sentence “X is a person” will be synonymous with the sentence “X has a (serious) moral right to life.”<sup>(4)</sup>

トゥーリーによれば、「X が person である」というとき、それはすなわち「X が生存するための道徳的権利を有している」ことと同義を為すという。而して、これを「person」の定義であるとするのであれば、次いで以下の如き点が当然にして問われねばならないだろう。

What properties must something have to be a person, i.e. to have a serious right to life? At what point in the development of a member of the species Homo sapiens does the organism possess the properties that make it a person?<sup>(5)</sup>

あるものが person であるためには、換言すれば、あるものが厳粛な生存権を所有するためには、如何なる性質が必要であるか。その有機体が、自身を person たらしめる性質を所有するのは、ホモ・サピエンス種の一員としての成長の如何なる時点に於いてであるか。

ここで彼自身が提起しているように、ある有機体についてそれを「person」であると認めるためには、その概念を規定するところの「生存権の所有 to have a serious right to life」なる事態が如何にして達成せられるか、別言するならば、さような事態を担保する要件とはなにか、という点が予め措定されていなければならない。また、それに際しては、かかる要件がヒトの発達段階のいつ如何なる時点に於いて獲得せられるか、ということも重要となるだろう。

如上の疑問点のうち、前者について、トゥーリーはこのような回答を提出する。

An organism possesses a serious right to life only if it possesses the concept of a self as a

continuing subject of experiences and other mental states, and believes that it is itself such a continuing entity.<sup>(6)</sup>

経験や、あるいはその他の心的な状態の持続的主体としての自己概念を持ち、且つは自身がそのような持続的存在であると信じている限りに於いて、ある有機体は厳粛な生存権を有する。

而して、この件で呈示されている「経験や、あるいはその他の心的な状態の持続的主体としての自己概念 the concept of a self as a continuing subject of experiences and other mental states」なるものを、彼は「the self-consciousness requirement」、つまり「自己意識の要件」と定義するのである。

この「自己意識」という概念、また、かかる概念を規定するところの文言は、かつて生得観念を否定し、経験の蓄積に基づく連続的思考を為す理性的存在者を「人格」と定義したロックの思想の延長線上にあるということが、国内の先学によって多く指摘せられている<sup>(7)</sup>。仮にそうであるとすれば、ここにトゥーリーの主張する言説や、あるいはそれを発端として展開される一連の「パーソン論」なる思潮は、「西洋近代哲学における「人格」概念を生命倫理に関する議論に応用したもの<sup>(8)</sup>」であるということになるのだろう。

## 2 トゥーリーの person 概念

さて、今ここにトゥーリーの言説を摘要するならば、彼の考えるところの「person」概念は凡そ次のようなものになる。

- ① person は、「生存するための道徳的権利を有している」存在である。
- ② ある有機体 X が person であるためには、その X が、自身を「経験や、あるいはその他の心的な状態の持続的主体」とであると認める「自己意識」を有していなければならない。

①の主張だが、これは既述の如くに「person」を「human being(s)」と峻別した上でのものである。したがって、これは生存権の所在を、「human being(s)」の中にあつて「person」としての資質を有するものだけに限定するということと同義であるといえよう。次いで②

は、その「person」としての資質について、これを「自己意識」であるとする認識を呈示するものである。

而して、この「person」に纏わる両見解の統合が導くものは、「生存権が認められるのは「自己意識」を有した person に限られる」という帰結にほかならない。すなわちここより、トゥーリーがこの“Abortion and Infanticide”に於いて企図するところの、人工妊娠中絶および新生児殺害についての正当性を巡る議論が展開されることになる。

しかしながら、上に述べ来た「person」概念に纏わる諸相は、これだけではあくまでも「生存権の所有は person であるに足る存在のみに認められる」という命題を導出するものに過ぎない。では、如何なる論理の過程を経て、中絶や新生児殺害は正当化せられるのか。すなわち、トゥーリーはどのような理屈を以て胎児や新生児を「person」の範疇から拒斥しようとするのか、という点が次手に問われるべき問題となろう。

このことについて、彼は「権利 a right」というもののありかたを基軸として弁証を試みる。

To ascribe a right to an individual is to assert something about the prima facie obligations of other individuals to act, or to refrain from acting, in certain ways. However the obligations in question are conditional ones, being dependent upon the existence of certain desires of the individual to whom the right is ascribed. Thus if an individual asks one to destroy something to which he has a right, one does not violate his right to that thing if one proceeds to destroy it.<sup>(9)</sup>

ある個人に権利があると見做すことは、他の個人が一定の方法でもって行為すべきであるとか、あるいは行為を慎むべきであるとかいう、当面の義務について何らかの主張を為すことである。しかしながら、かかる義務は条件付きのものであり、而してそれは権利を有している者の確たる欲求の存在によって左右されるものである。したがって、ある個人が、自身が権利を所有する何らかの物を破壊するように依頼したならば、たとえ物を破壊したとしても、それを依頼された人物が依頼した側の権利を侵害することにはならないのである。

ある個人が何事かに対しての権利を持つということは、それ以外の者にとり、かかる事物についての行為的義務を生ぜしめることである。而してそこに生じた義務は、権利者の欲求の志向性に随順してそのかたちを変ずる。非権利者による所有物の破壊という一見

明らかに権利侵害であるかのような事態も、権利者の欲求のありかた次第では、そこに不当性は認められなくなるのである。

### 3 欲求と自己意識 —パーソン論の確立—

この「欲求」という概念を踏まえて、トウリーは権利に関する次のような定式を導く。

“A has a right to X” is roughly synonymous with “If A desires X, then others are under a prima facie obligation to refrain from actions that would deprive him of it.”<sup>(10)</sup>

「A が X についての権利を有している」ということは、「もし A が X を欲求するのであれば、他者はその X を A から奪うが如き行為を慎むという当面の義務のもとにある」ということと凡そ同義を為す。

この際に、彼のいうところの「欲求」とは、「意識状態と何らかの連関を有する状態 in some sort of relationship to states of consciousness」として理解されている。つまり、連続した意識の状態を欠くものについては、そこに「欲求」の生じる余地はないと見做すのである。而して、かかる「欲求」を懐き得る条件としての「意識状態 a states of consciousness」が、彼の言説に於いて、かの「自己意識 a self-consciousness」に同定されることは縷説を要すまい。だとすれば、如上の定式は即座に以下の如き定式へと変換せられよう。

“A has a right to X” is roughly synonymous with “A is the sort of thing that is a subject of experiences and other mental states, A is capable of desiring X, and If A does desire X, then others are under a prima facie obligation to refrain from actions that would deprive him of it. [イタリックによる強調は筆者]”<sup>(11)</sup>

すなわち、X の権利者たる A は、「経験やその他の心的な状態の持続的主体に類するもの」すなわち「person」であり、X を欲求する可能性を有し、且つはそれを真に欲求する限りに於いて、初めて権利者たり得るのである。この主張に沿うならば、翻って A がこうした条件を十全に満たしていない場合、換言すれば、権利の対象たる事物についての欲求可能性を欠く場合にあっては、そこに権利は認められず、したがって X を A から奪う行為は

是認せられることになる。

ここに到って、論文の主題たる「人工妊娠中絶と新生児の殺害 Abortion and Infanticide」に対するトゥーリーの主張は、衝撃的な帰結を伴って、我々の前にその全貌を顕す。彼は、上述の定式に於ける「a right to X」部に「a right to life」を適用した上で、自身の到達した結論をこのように述べる。

…… having a right to life presupposes that one is capable of desiring to continue existing as a subject of experiences and other mental states. This in turn presupposes both that one has the concept of such a continuing entity and that one believes that one is oneself such an entity. So an entity that lacks such a consciousness of itself as a continuing subject of mental states does not have a right to life.<sup>(12)</sup>

〔ある者が〕生存権を有するという事は、その者が経験や、あるいはその他の心的な状態の主体として存在し続けたいと欲求することが可能である、ということ为前提とする。而してこのこと〔欲求可能であるという前提〕は、今度は、その者がそういった持続的実体の概念を持ち、且つは自身をそのような存在であると信じていることを前提とする。ゆえに、そういった心的な状態の持続的主体としての自己意識が欠如した存在は、生存権を有していないのである。

ある存在が生存権を有するためには、権利の対象としての「生存」なる事態に主体的な欲求を向け得ること、すなわち欲求の主体となり得ることが必須の条件として要請せられる。だが、その主体的欲求を發揮するに於いては、自身がまさにその主体として在るという認識、すなわち「自己意識」が不可欠である。トゥーリーによれば、この自己意識の所有こそが「person」たるに値する条件とされていたはずである。而して、かかる自己意識とは、自身を「経験や、あるいはその他の心的な状態の持続的主体」であると認めることの謂であった。しかれば、未だ母胎にある胎児はもとより、出生したばかりの新生児ですら、経験の蓄積がなく、心的状態の持続性が認められない時期にあっては、それらは一様に「person」の枠組みから逸脱しているものと見做し得ることになる。すなわちここに於いて、生存権の主体たる「person」ではない存在（“Abortion and Infanticide”に於いては胎児や新生児）の生命を奪うこと——無論そこに十分な理由や必然性があればということであろうが——は、倫理的に許容されるという、「パーソン論」の基本骨子が確立せられたのである。



## 4 パーソン論の問題点

かくして立ち上がったパーソン論の基本原理は、それを提起したトゥーリーの論文が示す如くに、あくまでも胎児や新生児の命を奪うことが倫理的に是認せられるかという点のみを問うものであった。しかしながら、そこに於いて採用された「自己意識を有する person」という判断基準は、当初想定された対象以外の存在をも非パーソンと見做し得る可能性や、あるいは人間以外の存在をパーソンと見做し得る可能性を提供するものでもあるといえよう。すなわち、前者は胎児や新生児に加えて重度の障害者や脳死判定者の生命に関する議論として、後者はパーソンとしての条件を充足する——あるいは充足している可能性のある——動物の擁護に関する議論として、単独に、あるいは時に複合的に展開してゆくことになる。だが一方で、パーソン論はそのセンセーショナルな論調ゆえに批判も多く、またその構造に対する疑問点や問題点を指摘する声も少なくはない。そこで、以下にパーソン論に対して投げ掛けられるであろう問題点をいくつか挙げてみたい。

トゥーリーの主張からも明らかなように、パーソン論に於いては、生物学的生について、手放して特段の価値を認めることはしない。煎じ詰めれば、パーソン論とは、生命の価値的斉一性を阻却し、「person」概念のもとにこれを有機体としての生命とパーソンとに振り分けたうえで、後者のみに生存権があるとする考え方であるといえよう。しかしながら、現実に即して考えるとき、我々は果たしてかかる分断基準——パーソンと非パーソン——を妥当なものとして承認し得るだろうか。いま仮にこの基準に服するとすれば、パーソンの要件である自己意識を未だ獲得せざる段階にある者や、あるいはこれが滅失してしまった者は、ヒトではあるがパーソンではない存在として、すなわち生存するための道徳的権利を有さぬものとして扱わざるを得ないことになる。だが、その存在が自身と近い関係性を有していたとして、それでも我々は陶然としてかかる論理のストイシズムに殉ずることができるのだろうか。パーソンの要件として導入された「自己意識」について、トゥーリーはこれを「経験や、あるいはその他の心的な状態の持続的主体としての自己概念」と定義していたが、論脈を追う限りでは、これは畢竟理性乃至は知性の近似的謂——あるいは窮極的な背景としてそれらを前提している——であるように見える。なぜなら、「持続的実体の概念を持ち、且つは自身をそのような存在であると信じ」るためには、当然にしてその概念を把握すべき知性の働きが必要となるだろうからである。おそらくこのことは、

つとに先学の指摘する如くに、パーソン論がその立論に際して登用する概念が西洋近代に於ける理性主義の系譜に連なっているという点に由縁しているのであろう。だが、仮にそうであったとして、そもそも近代理性主義に於いて言及される自己意識や、延いてはそれによって規定される人格という概念は、人間とはなにかという問いを追究するにあたり、人間を「人間」として括り出すべく導出せられたものであったように思われる。ゆえにそれらが人間存在に於ける当面の特質として理性や知性を前面に据えようとしたことは、一面の真を穿つものといえる。だが、今ここにパーソン論が、這般の概念を以てこれを「人間」の内部を分別するものとして適用しようとするとき、そこには前述のような疑義が当然にして浮上してくることになる。すなわち、人間の関係性や情緒的側面を等閑に附すが如き「パーソン—非パーソン」という両分法の妥当性というものが、まず一つ大きな問題である。

また、かかる両分法を受容したところで、今一つの問題が立ち上がることは避けられない。いみじくもトゥーリー自身が「有機体が、自身を person たらしめる性質を所有するのは、ホモ・サピエンス種の一員としての成長の如何なる時点に於いてであるか」と言及していたように、パーソンと非パーソンとの境界を確定するための分断線を、一体如何なる基準に則して引くか、というのがそれである。一見して明らかなように、パーソン論に於いてパーソンか否かという点は、権利の有無というかたちでもって完全な断絶の様相を呈する。だが、いうまでもなく我々生物の生は持続性・連続性を有した階調的生長発展——あるいは衰滅——を為すものであり、したがって、そこに明確な一線を画すことは難しいように思われる。生存権という重大事に向き合うという事実から考えれば、これはあまりに不安定な基準ではなからうか。

加えていうならば、上記の如き境界線を設けようとするとき、その線を引く者、すなわちパーソンから非パーソンを切り離そうとする者は、パーソンでしかありえないという構造上の不審点が、パーソン論には認められる。しかも、そうしたパーソン論者の言説に対峙しようとする時、その者もまたやはりパーソンたることを免れない。この点、先学も多く指摘するところである。

パーソン論については、これを差別主義的であるとする批判が見受けられるが、それは実に、単なる差別主義的議論以上に複雑である。たとえば、通常 B を差別する論を展開しようとする差別者 A に対して反駁を試みるのであれば、被差別者 B の立場からの反論も可能であれば、B を擁護するが B には属さない C という立場からの反論も有り得よう。とこ

るが、パーソン論の構造のもとに議論が持たれる場合、差別者 A (=パーソン) に反論する者は、必然的に A の範疇に属している。しかも、かかる議論に於いて、被差別者 B (=非パーソン) は自己意識を持たぬ存在であり、これは B が反論する能力を有さぬ者であるということと同義である。すなわち、パーソン論に基づく議論にあっては、非パーソンとして規定される存在は端から議論の場の埒外に座し、パーソンらによる決定を黙然として甘受せねばならぬことになる。かかる構造上の不審は、まさしく森岡正博が、

……パーソン論に議論でもって反対する者もまた、「知の力」を有しているがゆえに、「パーソン」のグループに取り込まれてしまうということである。すなわち、パーソン論に反対するためには、まずはみずからがパーソンの一員であることを認めなければならない、という構造になっているのである。すなわち、パーソン論に反対するためには、みずからをパーソンであると認めたいうえで、パーソンは非パーソンより優越しているわけではないと立論するしかない。……これはミッシェル・フーコーによって洞察された、正常と異常の線引きはつねに正常の側からなされるという命題と同型である。この意味で、パーソン論の議論の駆動そのものが権力の作動であると言える。(13)

と指摘する如くであり、その当否を論ずるにあたり無視できぬ問題である。

## 結

このように、パーソン論には一見するだけでも多くの問題点が存在しており、これを即座に受け入れることは躊躇われる。しかしながら、一方でパーソン論の登場は、そこに於いて扱われる種々の問題についての議論を活発にし、延いては新たな画期的転回を齎し得る契機として、一つ大きな意味を持つであろうことは疑いない。ましてやそれが、当今の我々にとり回避すべからざる類の問題——しかもそれらは往々にしてセンシティブなものであり、ともすればタブー視されがちである——であるという点に鑑みれば、こうした問題を俎上に載せたという点にこそ、パーソン論の真価が存しているともいえるだろう。無論、パーソン論それのみで問題を解決へと導くことは困難であると判断せざるを得ない。だが、今後その批判検討の過程で、または他の思想との総合のもとで、あるいはアリアド

ネーの糸の先端に手が届く日が訪れるやもしれない。

※トゥーリー “Abortion and Infanticide” からの引用に際しては、原文を示し必要に応じて直下に筆者による抄訳を附した。

(ひぐち たつろう 筑波大学等非常勤講師)

## 註

- (1) Michael Tooley, “Abortion and Infanticide”, *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 2, No. 1 (Autumn, 1972), p. 43.
- (2) *ibid.*, p. 41.
- (3) *ibid.*, p. 42.
- (4) *ibid.*, p. 40.
- (5) *ibid.*, p. 43.
- (6) *ibid.*, p. 44.
- (7) ただし、こうした指摘については、これを疑問視する向きもある。たとえば江口聡は、「国内の生命倫理学における「パーソン論」の受容」（『現代社会研究』第 10 号所収、京都女子大学現代社会学部、2007 年）121 頁の註に於いて、ロックとの関係性を指摘する言説に対して「実際のところその根拠は不明である」としたうえで、「おそらく論理的にトゥーリーにはロックに負うところはほとんどない」と述べている。
- (8) 藤田伸雄「パーソン論—概念の説明—」（加藤尚武・加茂直樹 [編]『生命倫理学を学ぶ人のために』所収、世界思想社、1998 年）、97 頁。
- (9) Tooley (1972), pp. 44-45.
- (10) *ibid.*, p. 45.
- (11) *ibid.*, p. 45.
- (12) *ibid.*, p. 49.
- (13) 森岡正博「パーソンとペルソナ：パーソン論再考」（『人間科学：大阪府立大学紀要』Vol.5 所収、2009 年）、102 頁。